

2025年度予算 第1次省庁要請行動

環境省要請行動

第1次要請行動 2024年7月11日

自治労参加者：中川純 清掃部会長、西村好勝 同幹事、吉村秀則 事務局長

環境省参加者：環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室、同 廃棄物適正処理推進課、同 総務課 リサイクル推進室、同 容器包装・プラスチック資源循環室

1. 大規模災害の発生時において、迅速な復旧・復興にむけ、指示命令系統の整備や自治体への予算措置を行うとともに、災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用と支援員の増員が進むよう自治体への周知の拡大を行うこと。

①<環境省>第1次要請 項目1回答の概要

災害が発生した際には、地方環境事務所の職員を被災自治体に派遣し、災害廃棄物処理に関する助言を行う等の支援を行っている。災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）については、平時から自治体研修等で周知するとともに、災害発生時には、被災地のニーズを汲み取りつつ、収集車両や技術専門家の派遣を行う等の取り組みに活用している。

被災自治体での災害廃棄物処理に係る費用については「災害廃棄物処理事業費補助金」により財政支援を行っており、今回の能登半島地震においても活用されている。

②<自治労>第1次要請 項目1追加要請1

ここ2年間だけでも全国多くの地域で浸水被害が発生し、さまざま連携を行ってきた。また、今年発生した能登半島地震においても、改めて受援自治体の声が届きづらいという課題が見えたと感じており、やはり国が主導すべきと考え、今後の検討をお願いしたい。また、現時点での全国における仮置き場の設置状況について教えていただきたい。

③<環境省>第1次要請 項目1追加要請1に対する回答

仮置き場の整備率（仮置場の確保や候補地の検討を行っている市町村数）は、2022年度時点で、1,741自治体中1,376自治体（79%）である。仮置き場の設置に関しては実地調査やモデル事業を踏まえ、有識者の意見も取り入れつつ進めており、2019～2022年度の期間に珠洲市において仮置き場の模擬設置を行った。これが能登半島地震において一役果たしたこともあり、今後もモデル事業を各地で展開していきたい。

水害や地震といった災害の種類による対応の違いもあるが、初動から復興にむけての活動の中で、さまざまなフェーズにおいてそれぞれに適した支援が必要であると理解している。連絡ルートや判断のタイミング等、体系的に整理していく必要があるため、2025年度予算で要求し、検討を進めていく。

④<自治労>第1次要請 項目1追加要請2

各自治体における防災マニュアルの設定とあわせて、受援、支援体制などについても分けて策定しておかなければ、いざ発災時には対応遅れが生じてしまう。以前、ある地域で災害が起きた際に、当該自治体は事前策定ができていたため、しっかりとした対応が取れていた。能登半島地震においても直営のある自治体では対応が迅速であったこともあり、やはり直営の必要性が見えたと考えている。環境省も総務省も必要性は認識していると思うが、一部の自治体において新規採用を再開するに留まっており、大きな広がりにはなっていない。

また、災害時対応については機材に関する課題もある。普段収集業務を行っているパネ

ル式パッカー車では災害廃棄物収集は行えずプレス式パッカー車が必要であるが、直営がなかなか広がらない現状を踏まえ、収集車購入予算の助成は検討できないか。平時のプレス式パッカー車の活用については、既にふれあい収集における大型ごみの持ち出し業務に活用されている事例もあり、今後の高齢化対策にもつながる上に、災害時には活用できるものとする。

⑤<環境省>第1次要請 項目1追加要請2に対する回答

被災時の受援体制については、環境省が受援を助言したとしても当該自治体が受け入れに対して難航を示すケースがあるので、「受援を受けて当たり前」という雰囲気醸成するよう取り組みを進めていきたい。

直営と民間委託の件については、各自治体の実情によるため一概に言及することはできないが、災害対応には自治体と民間事業者を含めた、災害廃棄物の処理計画策定等の備えが非常に重要だと認識している。

収集車購入の予算措置については、収集車は知財措置になっており、平時における使用が目的外使用にあたる可能性なども考慮すると、災害対応目的による国からの補助金支出は難しい。国としてはEVパッカー車に関する支援はあるので、そちらは別途活用いただきたい。

2. 災害ごみの仮置き場については、未選定の自治体が存在し、能登半島地震では災害ごみの受け入れに支障をきたしたことから、災害発生時に迅速に対応できるよう、選定にむけた支援や予算措置を行うこと。

①<環境省>第1次要請 項目2回答の概要

2023年4月に環境省が策定した「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」において仮置き場候補地の選定に当たってのチェックリストを示しており、これを自治体に周知し仮置き場の選定を促進していきたいと考える。また、地域ブロック協議会や自治体研修において、国有地や都道府県用地の仮置き場としての活用にむけた関係自治体等との合同現地調査や、災害時の活用可能性を踏まえた候補地リストの整理も通じ、仮置き場選定の支援に取り組んでいる。

平時からの選定等の取り組みが、発災時に速やかに対応するために重要であると考えているため、引き続き、仮置き場候補地の選定や関係部局・機関との連携についても支援していく。

②<自治労>第1次要請 項目2追加要請1

災害については地震に限らず水害や噴火などさまざまなケースがあり、当該自治体だけでは気付きにくい部分もあると思われるので、そういった点も含めて事例等を全国へ情報発信していただきたい。

③<環境省>第1次要請 項目2追加要請1に対する回答

仮置き場の選定にあたっては実効性が重要であり、実際に使える状況下であるかという点まで踏み込んで確認していくべきと考えている。これについては地域ブロック協議会の取り組みや、ブロック単位の行動計画においても考慮しており、補助金を付けてモデル事業の横展開をはかっていく。

3. 災害廃棄物処理の対応等については広域的な処理が求められていることから、廃棄物処理を柔軟に対応できるよう、国段階での分別区分の均一化をめざすこと。また、広域処理にあたっては、運搬コストや距離等を考慮するとともに、最終処分地をブロック単位に

設け、災害廃棄物も受け入れられる中間処理施設や一時保管場所も含めた総合廃棄物処理施設を自治体が設置できる予算措置を行うこと。

①<環境省>第1次要請 項目3回答の概要

中間処理施設、最終処分場等の処理能力によって分別区分が決まるため、要望いただいている全国的な分別区分の均一化は難しいが、地域ブロック協議会等で広域処理に関する検討は行っており、地域ブロックでの行動計画に、広域処理の手順を定めている。平時より広域処理に関する計画を計画していくことで、発災時にスムーズな連携対応が行えるよう準備を進めている。予算については、廃棄物処理施設整備交付金を活用いただくこととなる。

4. 災害廃棄物処理に従事する災害派遣職員については、感染症に対する検査体制、感染防止対策の整備やメンタルヘルス対策、産業医との面談、各自治体へ災害派遣職員に対する労働安全衛生体制の確立のための助言を行うとともに、必要な予算措置を行うこと。あわせて災害派遣職員が迅速に現地で対応できるよう、宿泊の確保などの支援を行うこと。

①<環境省>第1次要請 項目4回答の概要

環境省での取り組みとして、地方環境事務所のブロック行動計画に基づき、人材派遣ならびに人材バンク制度による災害支援経験者の派遣を行っている。派遣する職員については、関係職員間で密に連絡を取り合いながら対応しており、数日～1週間程度の交代派遣とすることで、派遣者の負荷が高くないよう配慮している。また、同じ自治体からの派遣者は同じ被災地域へ派遣するといったことや、交代の際には引継ぎ期間として滞在日が1日重なるようにするといった対応を取ることで負荷軽減に取り組んでいる。

また支援時の経費については、一部については派遣元自治体の負担もあるが、基本的には特別交付税の対象として賄っていただくものである。

②<自治労>第1次要請 項目4追加要請1

能登半島地震では、災害廃棄物の収集・運搬に際して5月時点までで約6,000人が派遣されたが宿泊地の確保が困難であったと聞いている。被災現場の厳しい状況で働く者の環境整備の観点から、そういった対応も必要なことであるのご理解頂きたい。あらゆる職種が被災地に入るので難しい問題であると認識しているが、今後改善にむけて願います。自治労としても、発災地域によってこのような状況が起きる場合には、国として取り纏めてもらうよう、総務省へ要請していく。

③<環境省>第1次要請 項目4追加要請1に対する回答

能登半島地震に関しては、環境省職員や人材バンクからの派遣者、自治体指揮下の派遣も含め、環境省が宿泊施設を確保した経過もあった。また、国交省では、現地状況を加味し宿泊に使用可能な施設をリスト化しているため、そういった情報の共有と展開も視野に入れつつ、こういったシステムを構築して対応していくべきか、検討を進めていく。

5. 「循環型社会形成推進交付金制度」については、焼却工場における長寿命化・延命化などの補強工事や、高効率発電にむけた施設整備の促進と施設の整備費・建設費の高騰を踏まえ、交付金を増額するとともに、電力自由化による広域的な廃棄物発電のネットワーク構築が必要となっているため、市町村が最大限活用できる交付基準に緩和すること。

また、循環型社会形成推進交付金の活用時における廃棄物処理の有料化の検討要件については、自治体による有料化以外のごみ減量施策の検討の阻害になるとともに、地域住民のごみ減量への意識醸成にも繋がらないことなどから、検討要件を廃止すること。

①<環境省>第1次要請 項目5回答の概要

廃棄物処理施設については、20年前のダイオキシン対策に伴い一斉に建て替えられ更新時期が重なり、近年の更新需要が増大している。そのため「循環型社会形成推進交付金制度」においては、2024年度補正予算とあわせ、2025年度は約1,500億円の予算を確保している。更新需要をしっかりと受け止められるよう、環境省としても予算を確保していくが、今後5年ほどは需要が続くと考えており、予算の平準化や施設の長寿命化に関するご協力をお願いしたい。

また、廃棄物処理の有料化の検討要件について、自治体で3Rを総合的に推進していくにあたっては排出抑制が重要であると考えており、この排出抑制に有効的な施策のひとつとしての位置づけである。すべての自治体で取り組めるものではないと承知しているが、排出抑制によって焼却炉をコンパクトにするという観点からの施策としてお願いしたい。

②<自治労>第1次要請 項目5追加要請1

廃棄物処理施設においては建設費、延命化工事費等において物価高騰の影響を受けており、ある自治体では施設建設自体が頓挫したと聞き及んでいる。予算確保については取り組まれていると理解するが、ごみの排出抑制の啓発を進めるとともに、限られた財源と思われるが、今後も補助の対応を注視していただき、実情に沿った対応をお願いしたい。

③<環境省>第1次要請 項目5追加要請1に対する回答

自治体ごとに個別の焼却炉を建設するより、広域化として大きい焼却炉を建設した方がコストが掛かるため、2024年度予算より、先進的に広域化する施設については従前よりも補助率を拡充し支援に取り組んでいる。

また、排出抑制の取り組みも理解しているため「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」も実施しつつ、焼却に関すること一辺倒ではなく、循環経済の考え方を取り入れながら進めている。一方で、災害時には焼却炉の存在は必要不可欠であることから、施設の強靱化を含めた予算措置を講じていく。

④<自治労>第1次要請 項目5追加要請2

資源循環を進める上で補助率のかさ上げは重要であると理解するが、例えば災害発生時に広域化した炉が使用不可となった際に、何百kmも離れた場所に搬入することになる、というリスクがある。平時と有事のバランスを考慮して取り組みを進めていただきたい。

また、プラスチックについて、資源として回収しても、その多くは焼却処理し、熱利用としてのリサイクルがなされており、二酸化炭素の排出抑制になっていないという声もある。熱利用をしないリサイクルも活発に研究が進められていることから、環境省としても実態把握をお願いしたい。

⑤<環境省>第1次要請 項目5追加要請2に対する回答

広域化に関しては能登半島地震で見えてきた課題があると認識している。補助率のかさ上げはあるものの、まずは自治体において最適な配置について議論し、最適な計画を策定することが重要だと考えている。

リサイクルに関し、環境省としてはセメント利用や焼却に関するものはリサイクルに含めない、と解釈しており、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル等で処理することを基本方針としている。また、回収する自治体が増えることで、リサイクル施設が不足することも考えられるので、補助金を利用し、しっかりと増設する取り組みを進めていく。

6. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいた排出・回収・リサイクルに係るルートの構築がされるよう、各自治体に指導・助言を行うとともに、リサイ

クル設備や中継施設の整備などプラスチック廃棄物の回収体制構築や新たな運営に係る費用の全額について国が補助すること。

あわせて市民全体のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組むために必要な予算措置を行うこと。

①<環境省>第1次要請 項目6回答の概要

2024年4月1日より環境省内に「容器包装・プラスチック資源循環室」を新設し、プラスチックなどのリサイクル推進を強化する体制を作っている。プラスチックの一括回収は、2023年度末では全国で37自治体において取り組まれていたが、2024年度末までには100を超える自治体で開始される予定である。指導・助言に関しては、2023年度より各地方環境事務所に於いて一括回収に関する説明会を実施しており2024年度も継続していくが、今年度からは環境省からの説明に加え、既に実施している自治体でどういった課題があるか、どのように進めているか、といった内容を含めた説明会としていく。この取り組みをもとに、一括回収を行うにあたっての手引を作成し横展開をはかる。一括回収に関わる費用については特別交付税において2分の1の補助を行っており、リサイクル設備に関する補助についても継続して行うべく、予算確保にむけて取り組んでいる。

啓発施策に関しては、2025年度に開かれる大阪万博でプラスチック資源循環に関するブースを出展し国民へ理解醸成をはかる展示を行うとともに、継続した周知に取り組んでいく。

7. 家庭用小型家電および小型電気電子機器等のリサイクル制度がすべての自治体の実施にむけ、分別収集の体制構築や保管施設等の整備などの費用が自治体となっていることから、回収体制の整備や住民啓発のための支援、予算措置を行うこと。

①<環境省>第1次要請 項目7回答の概要

家庭用小型家電および小型電気電子機器等のリサイクル制度への支援に関して、2023年度まで「小型家電リサイクル制度の普及促進方策等検討業務」において、自治体と小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の連携事業を対象としてモデル事業を実施した。これを通して得られた結果等について、マニュアルとして取り纏めを行っているため、2024年度内をめぐり自治体へ展開をはかっていく。

また、2024年度より小型家電リサイクル法基本方針の見直しを行っている。GIGAスクール構想に基づき整備された端末が耐用年数を迎えている状況も踏まえた見直しや、自治体ごとの課題と実情に沿った効果的な施策、支援策等を検討していく。

②<自治労>第1次要請 項目7追加要請1

GIGAスクール構想に基づくタブレット端末配布に関する処理については、環境省と文科省での連携が難しいところは承知しているが、現場レベルではさらに連携が難しくなってくるため、今後の対応について十分な議論と連携を踏まえた対応をお願いしたい。

③<環境省>第1次要請 項目7追加要請1に対する回答

自治体の意見を聞いている中では、廃棄よりも更新が念頭にある様子であり、どのように廃棄処理を行うのかについては検討が至っていない状況にあると感じている。2023年3月に、環境省、文科省、経産省の連名で、小型家電リサイクル法に基づくGIGAスクール端末の廃棄方法について、教育部局に文書を発出し、リーフレットとともに周知を行った。また、2024年5月には、環境省から廃棄物行政所管部署宛に通知を送っており、教育部局にも水平展開するようお願いしているところである。今後も環境省管轄と文科省管轄の両サイドからの情報発信に注力し啓発を進めていく。

8. 有機ELテレビを早急に家電リサイクル法対象品目とするとともに、リサイクル料金の前払い方式について引き続き検討すること。

また、違法回収業者などへの自治体への取り締まり権限の付与や警察との連携を速やかに行えるよう法体系を含めた体制の整備等の対策を講じるとともに、義務外品の回収体制の構築にむけ、拡大生産者責任の徹底をはかること。

①<環境省>第1次要請 項目8回答の概要

2021年4月から経済産業省と環境省の合同審議会において、家電リサイクル法施工後3回目となる「家電リサイクル法の制度の評価の見直し」を議論し、2022年6月に「家電リサイクル法の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取り纏めた。その中において、有機ELテレビについては「対象品目とするよう検討すべき」とされ、2023年12月に改正された「特定家庭用機器再商品化法施行令」が本年4月から施行したことで、対象品目に有機ELテレビが追加されている。

リサイクル料金の前払い方式については、前述の報告書において「直ちに料金制度の変更が必要になるだけの問題が生じているとは考えにくいと、制度の変更は実施すべきではないが、技術的、実務的な検討を引き続き行うものとする」と取り纏められている。これを受け国は、料金制度の課題等に関する技術的、実務的な検討を引き続き進めていくこととしている。

違法回収業者対策については、前述の報告書において「違法業者の実態について、国として十分に把握できていないため、実態把握および、それを踏まえた効果的な対策の検討を実施すべきである」と取り纏められている。これを受け、国が2022～2023年度に開催した検討会において、違法回収業者の実態把握調査と、その結果を踏まえた対策について議論しており、家電リサイクルにおける回収率向上のための取り組み紹介事例集として、自治体での違法業者取り締まりや、家電リサイクル法の周知・広報の方法に関して、内容を取り纏めて自治体へ展開している。

義務外品の回収体制構築については、前述の報告書において「社会状況の変化に伴うニーズへの対応、および不法投棄対策として一定の効果があり、引き続き推進していくべきである。また国は、回収体制の構築状況の把握と、自治体の取り組み支援を検討すべきである」とされており、引き続き国としても、回収体制の構築状況の把握と、自治体の取り組み支援を検討していく。

②<自治労>第1次要請 項目8追加要請1

リサイクル料金の前払い方式については引き続き検討ということだが、不法投棄が僅かながら減少しているとはいえ、自治体負担はいまだに大きい。実情を踏まえつつ議論を引き続いて行っていただきたい。

③<環境省>第1次要請 項目8追加要請1に対する回答

前払い方式への変更にあたっては、現行で使用されている家電に対するリサイクル料金の負担先に関する課題や、技術進歩によるリサイクル料金のコストダウンの観点からも、ハードルが少なからずある状況である。一方で、不法投棄対策については前払い方式の方が効果的である点もある。審議会での小委員会は今後も行っていくため、議論を続けていきたい。

9. 廃棄物収集時におけるリチウムイオン電池による火災事故防止のため、すべての自治体でリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導が行えるよう、早急に

国としての指針を定めるとともに、自治体の処理ルート of 構築のための予算措置を行うこと。
また、製造事業者等の義務的な回収システムの確立にむけ、関係省庁と連携を図ること。

①<環境省>第1次要請 項目9回答の概要

リチウムイオン電池の火災事故については、環境省としても実態調査における件数把握に努めており、2022年度は火災事故で4,260件、発煙発火を含むと16,517件であり、統計を取り始めた2019年度からは過去最高の件数となってしまうている。一方で、自治体におけるリチウムイオン電池の回収状況は、2022年度で約6割であり、こちらは統計を取り始めた2020年度時点の約5割という状況からは一定の進捗は見られている。残り4割の分別回収を行っていない自治体に対し、なぜ分別回収を行っていないのか、アンケート調査を行ったところ、近隣のリサイクラーが居ないといった意見や、組織体制の整備の確保は困難といった意見、また、イニシャルコストとランニングコストが高い、という予算的な意見も見られており、主に回収に伴うコストが非常に課題であると捉えている。環境省として2024年度中に実証事業を行う予定であるため、リチウムイオン電池の分別回収を行い、適正にリサイクルに回すことで間違いなく有価になる、といった点をアピールできるようなモデルケースを作るよう取り組んでいく。

製造事業者等の義務的な回収については、経済産業省による検討会の中間取り纏めにおいて、リチウムイオン電池の製造事業者についてはすべからず回収の努力義務を負うという中間方針が示されており、環境省としても、広域認定制度における対応が取れるよう確認するとともに、2024年通常国会で成立した新高度化法に基づき、メーカーの回収について促していきたい。また、関係省庁との連携に関しては、全国の消防署とパイプを持つ消防庁と連携し、春・秋に行われる火災予防運動にて周知啓発をはかっていくべく調整を進めている。

②<自治労>第1次要請 項目9追加要請1

消防と連携しての啓発活動は非常に良い取り組みと評価する。また、4割の分別回収を行っていない自治体がコストを理由に取り組めない事態は憂慮するところであり、国としての環境整備に努めていただきたい。また、取り組み事例としてある自治体では、ふれあい収集の一環としてリチウムイオン電池の個別回収に取り組んだとのことで、高齢化社会に適応した施策だと捉えており、このような先進的な施策を国として各自治体へ展開してもらいたい。

③<環境省>第1次要請 項目9追加要請1に対する回答

ふれあい収集における個別回収事例は初耳であるため、環境省としても詳細について把握に努める。そういった先進的な事例を省としても集めており、ある自治体では郵便ネットワークを活用し、郵便局でのリチウムイオン電池の分別回収を行っているとのこと。このような事例を対策集として纏め、周知をはかっていきたい。

10. ごみ出し支援の需要が増加しているため、すべての自治体でごみ出し支援（ふれあい収集など）が行えるよう、技術的助言を行っていくとともに制度導入のための予算措置を拡充すること。

①<環境省>第1次要請 項目10回答の概要

環境省では、高齢者のごみ出し支援を行う自治体むけに、どのように制度設計を行うか、

といった点や、既にごみ出し支援を行っている自治体の取り組みを纏めたものを「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」として2021年3月に策定しており、技術的助言を行っている。予算については、ごみ出し支援を行っている場合には地方交付税措置がされるため、そちらを活用していただきたい。

②<自治労>第1次要請 項目10追加要請1

ふれあい収集の推進については引き続きお願いしたい。しかし、ふれあい収集という特性上、個人情報も含めデリケートな部分が多いと考えている。今後も需要が増えてくると思われるが、手段ではなく本来の趣旨、目的を厳密に定めた対応をお願いしたい。

③<環境省>第1次要請 項目10追加要請1に対する回答

ご指摘の通り、非常にデリケートな部分があるものと認識している。個人宅の秘密保持の問題などもあるので、国としては厚労省とも連携しながら議論を進めていきたい。

2024年 7月 11日

環境大臣
伊藤 信太郎 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、環境・廃棄物行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

大量生産・大量消費型の社会により天然資源の枯渇、地球温暖化など地球規模での環境が大きな課題となる中、課題解決にむけ循環型社会の構築が求められています。わが国においては「改正地球温暖化対策推進法」や「プラスチック資源循環促進法」が成立し、持続可能な資源循環型社会の実現に向けた取り組みが進められてきています。

このような中、国内では、集中豪雨や台風・豪雪など気候変動が起因とされる災害が毎年のように発生しており、これまで以上の防災・減災対策や万全な災害廃棄物処理体制、さらには、天然資源の消費抑制など、環境への負荷をできる限り低減する取り組みの強化が求められています。

これらの取り組みを主体的に進めていくため、各自治体には大きな責務が課せられていますが、自治体の財政難も深刻な状況にあり、人的・財政的にも盤石な状況とは言えません。

つきましては、2025年度予算編成にむけた作業が進められている段階にあたり、以下の課題についての検討と積極的な対応を要請いたします。

記

- 大規模災害の発生時において、迅速な復旧・復興にむけ、指示命令系統の整備や自治体への予算措置を行うとともに、災害廃棄物支援ネットワーク（D.Waste-Net）の活用と支援員の増員が進むよう自治体への周知の拡大を行うこと。
- 災害ごみの仮置き場については、未選定の自治体が存在し、能登半島地震では災害ごみの受け入れに支障をきたしたことから、災害発生時に迅速に対応できるよう、選定にむけた支援や予算措置を行うこと。
- 災害廃棄物処理の対応等については広域的な処理が求められていることから、廃棄物処理を柔軟に対応できるよう、国段階での分別区分の均一化をめざすこと。また、広域処理にあたっては、運搬コストや距離等を考慮するとともに、最終処分地をブロック単位に設け、災害廃棄物も受け入れられる中間処理施設や一時保管場所も含めた総合廃棄物処理施設を自治体が設置できる予算措置を行うこと。
- 災害廃棄物処理に従事する災害派遣職員については、感染症に対する検査体制、感染防止対策の整備やメンタルヘルス対策、産業医との面談、各自治体へ災害派遣職員に対する労働安全衛生体制の確立のための助言を行うとともに、必要な予算措置を行うこと。あわせて災害派遣職員が迅速に現地で対応できるよう、宿泊の確保などの支援を行うこと。
- 「循環型社会形成推進交付金制度」については、焼却工場における長寿命化・延命化などの補強工事や、高効率発電にむけた施設整備の促進と施設の整備費・建設費の高騰を踏まえ、交付金を増額するとともに、電力自由化による広域的な廃棄物発電のネットワーク構築が必要となっているため、市町村が最大限活用できる交付基準に緩和すること。

また、循環型社会形成推進交付金の活用時における廃棄物処理の有料化の検討要件については、自治体による有料化以外のごみ減量施策の検討の阻害になるとともに、地域住民のごみ減量への意識醸成にも繋がらないことなどから、検討要件を廃止すること。

6. 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいた排出・回収・リサイクルに係るルートの構築がされるよう、各自治体に指導・助言を行うとともに、リサイクル設備や中継施設の整備などプラスチック廃棄物の回収体制構築や新たな運営に係る費用の全額について国が補助すること。

あわせて市民全体のプラスチック資源循環の意識醸成のため、啓発施策を行うとともに、自治体においても環境教育などに取り組むために必要な予算措置を行うこと。

7. 家庭用小型家電および小型電気電子機器等のリサイクル制度がすべての自治体の実施にむけ、分別収集の体制構築や保管施設等の整備などの費用が自治体となっていることから、回収体制の整備や住民啓発のための支援、予算措置を行うこと。

8. 有機ELテレビを早急に家電リサイクル法対象品目とするとともに、リサイクル料金の前払い方式について引き続き検討すること。

また、違法回収業者などへの自治体への取り締まり権限の付与や警察との連携を速やかに行えるよう法体系を含めた体制の整備等の対策を講じるとともに、義務外品の回収体制の構築にむけ、拡大生産者責任の徹底をはかること。

9. 廃棄物収集時におけるリチウムイオン電池による火災事故防止のため、すべての自治体でリチウムイオン電池の適切な回収・リサイクルルートへの誘導が行えるよう、早急に国としての指針を定めるとともに、自治体の処理ルートの構築のための予算措置を行うこと。

また、製造事業者等の義務的な回収システムの確立にむけ、関係省庁と連携を図ること。

10. ごみ出し支援の需要が増加しているため、すべての自治体でごみ出し支援（ふれあい収集など）が行えるよう、技術的助言を行っていくとともに制度導入のための予算措置を拡充すること。

以上